

2020年パラリンピック競技大会について

平成25年9月に開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会（アルゼンチン／ブエノスアイレス）において、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定した。これにより、東京都は史上初めて、2度目のパラリンピック夏季競技大会を開催する都市となった。

パラリンピック競技大会は、世界のトップアスリートが参加し、スポーツを通じて、障害のある人の自立や社会参加を促すとともに、様々な障害への理解を深めることにつながるものである。また、アクセシビリティに配慮した会場やインフラの整備により、東京のまち全体を障害のある人をはじめとするすべての人々が安全で快適に移動できるようになり、ユニバーサルデザイン都市、東京の実現が促進されるものである。

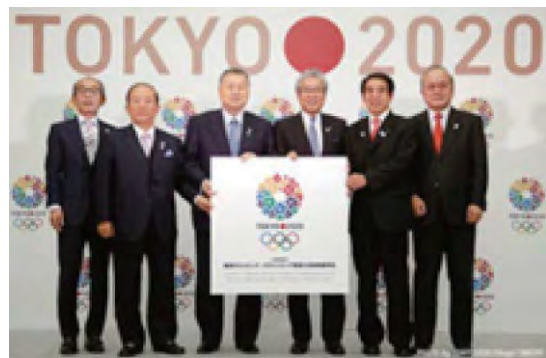
2020年パラリンピック競技大会は、8月25日の開会式に始まり、9月6日の閉会式まで12日間、オリンピックと共に60日間の1つの祭典として開催される。大会は、東京湾沿いのウォーターフロントを中心として開催され、晴海の選手村から半径8km圏内にパラリンピック競技会場の95%が設置される予定である。

平成26年1月19日～20日には国際パラリンピック委員会（IPC）が来日し、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備に関するセミナーを開催した。セミナーでは、IPCから、大会運営のコンセプトやガバナンス、人事管理、マーケティング、レガシーと持続可能性、競技会場、財務等様々な分野における説明がなされ、大会成功のための知識共有や今後のプロセスについての意見交換が行われた。

1月24日には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が一般財団法人として設立し、会長に森喜朗元内閣総理大臣、事務総長に武藤敏郎大和総研理事長が就任した。今後、大会組織委員会が中心となり、東京都、日本オリンピック委員会（JOC）や日本パラリンピック委員会（JPC）、政府が一丸となって大会準備を行っていく。



IPCセミナー
出典：フォート・キシモト



組織委員会設立
出典：TOKYO 2020／Shugo TAKEMI

（２）文化活動の振興

最近では、障害のある人による芸術活動や、障害のある人も楽しめる舞台芸術公演、展覧会等も各地で開催されるようになってきている。また、国立劇場や新国立劇場においては、障害のある人の入場料の割引を、国立美術館、国立博物館においては、展覧会の入場料の無料を実施しているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす使用者でも利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会」（平成25年度）が山梨県において開催された。

さらに、平成25年に開催された「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」中間とりまとめを受け、平成26年度からは芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事務所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施するなど、障害者の文化芸術活動の振興を深める取組を行っている。



第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会
（チャレンジドファッションショーの様子）

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」 中間取りまとめ

芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者等に対する支援や、障害者による芸術作品の価値が認知され、展示等につなげていくための取組について、その具体的な方策等を検討するため、平成25年6月から7月にかけて厚生労働省と文化庁が共同で「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を開催しました。

懇談会においては有識者による検討が行われ、以下のとおり中間取りまとめを行いました。

1. 障害者の芸術活動の意義

- ・障害者の社会参加を進め、共生社会を実現していく上で重要。芸術文化の発展に寄与。

2. 障害者の芸術活動への支援の方向性

- ・「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点が重要。
- ・「アール・ブリュット」をはじめ様々な概念・呼称で取り組まれている障害者の芸術活動については、概念・呼称を問わず、支援の対象。

3. 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方

(1) 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方について

- ・相談支援の充実
- ・障害者の芸術作品に関する権利保護
- ・地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成
- ・障害者による芸術鑑賞への支援

(2) 障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組みについて

- ・優れた芸術作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等
- ・作品の販売や商品化への支援
- ・障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成
- ・障害者の芸術鑑賞のための環境づくり

(3) 関係者のネットワークの構築等について

- ・障害者やその家族、福祉事業所や特別支援学校等の職員、美術関係者等のネットワーク構築
- ・各地域における各種支援機能の拠点化、全国的ネットワーク化

今後も、福祉分野を所管する厚生労働省と芸術文化の振興を所管する文化庁が相互に連携・協力し、この取りまとめの方向に沿った取組を着実に推進していくこととしています。